

安全のために！避けよう酒酔う運転！！



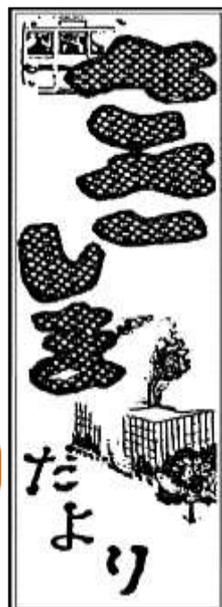
運転者だけでなく、飲酒運転の周辺者も処罰されます。具体的には、

- ・飲酒運転をするおそれのある人に対してお酒を提供した人
- ・飲酒をした人に運転を依頼して車に同乗した人
- ・飲酒運転をするおそれのある人に対して車を貸した人

といった周辺者も処罰の対象となり、**懲役、罰金**のほか、**免許取消・免許停止等の処罰**の対象となります。

忘年会や飲み会、楽しく過ごすためのルールを作りましょう

- お酒の量に関わらず**飲酒した人は、絶対に車を運転しないこと**
- 飲酒運転をするおそれのある人に車を貸さないこと
- 飲酒運転をするおそれのある人にお酒を提供したり、お酒を勧めないこと
- 運転する人がお酒を飲んでいることを知りながらその車に同乗したり、送ってもらうように依頼しないこと



中村警察署
052-452-0110



愛知県内で飲酒運転事故が多発！

これだけ厳罰化され、これだけダメだと言われ続けている飲酒運転が後を絶ちません！

- 来店手段は車ではありませんか？
チェック！
- ハンドルキーパーはどなたですか？
チェック！
- 帰宅手段は何ですか？
チェック！

友人が、お店が、必ずチェックして、飲酒運転を根絶しましょう！



笹島交番の紹介

分かりづらい場所にあります。何かあれば気軽に相談してください



問合せ先

愛知県警察本部警務課採用センター
〒460-8502 名古屋市中区三の丸二丁目1番1号
代表電話 052-951-1611(内線 2674~2679)
直通電話 052-961-1479
月～金曜日(祝日を除く。)午前8時45分から午後5時30分まで

採用情報
ウェブページ



インストール
してね！

愛知県警察公式アプリ

アイチポリス



iOS端末
(iPhone等)



Android端末